

令和5年

第6回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和5年 第6回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年6月12日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	檜木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

5 議事

- ・報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第24号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第25号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1条の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第26号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第27号 空き家に付随した特例農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広 主事 大和 大剛

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 6 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。農繁期にご出席いただきましてありがとうございます。WCS の田植えは始まったばかりですので、作業の安全や体調管理に注意しいただきたいと思います。農業委員活動もあと 1 ヶ月余りとなりましたが、最後までご協力をお願いします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 16 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 3 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 4 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 9 件、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 61 件、使用貸借権の設定 4 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件、空き家に付随した特例農地の指定 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、17 番委員、18 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 6 号の 3 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 3 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 6 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 6 号を終わります。続きまして、議案第 24 号農地法の規定による許可申請書の審議について、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 24 号農地法第 3 条による許可申請の 4 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 4 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。

つづきまして、第4条及び第5条の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第24号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。また、農地法第5条による、転用許可申請の9件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から9番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた7番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

7番農業委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北東へ約2.5kmのところになります。申請面積823㎡の敷地に農業用倉庫1棟(建築面積:84㎡)及び貯蔵庫1棟(建築面積:84㎡)を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南西へ約1.1kmのところになります。申請面積620㎡の敷地に食肉加工販売用店舗1棟(建築面積:134.6㎡)を計画するものです。農地区分は、第1種農地ですが、農畜産物加工施設等であるため転用は可能となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南東へ約1.6kmのところになります。申請面積244㎡の敷地を自動車展示場として利用を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から東へ約580mのところになります。申請面積113㎡の敷地を宅地として拡張し、物置3基(所要面積:0.68㎡×3基)の設置を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北東へ約2.4kmのところになります。

申請面積351㎡の敷地に個人住宅（建築面積：107.86㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から北東へ約170mのところになります。申請面積758㎡の敷地に農家住宅（建築面積：135㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北東へ約670mのところになります。申請面積1,053㎡の敷地にホテルの養殖場を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積330㎡の敷地に個人住宅（建築面積：118㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位8番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から西へ約1.9Kmのところになります。申請面積274.1㎡の敷地に個人住宅（建築面積：162.3㎡）を計画するものです。農地区分は、第1種農地ですが、集落接続により転用は可能となります。

○ 5条順位9番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ約1.6Kmのところになります。申請面積494㎡の敷地に個人住宅（建築面積：96.88㎡）を計画するものです。農地区分は、第1種農地ですが、集落接続により転用は可能となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

12番農業委員 5条順位1番の件ですが、現況が遊休地となっておりますが、農地パトロールの時はどのような状態だったのですか。現地はどのような状態でしたか。

事務局 農地パトロールの時は、遊休地としてはあがっていません。申請者が現況を遊休地として申請したので遊休地であげましたが、現況は田で1年位管理がしてない農地です。

12番農業委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

11番農業委員 遊休地という位置付けは、申請者が書いた内容を議案にあげるのですか。

事務局 原則的には申請者が申請した内容を議案に上げますが、たとえ田と記載してあっても現況が遊休状態ならば、事務局判断で現況を議案に記します。

11 番農業委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4 条及び 5 条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法 4 条、5 条は決定します。

議長 続いて議案第 25 号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 25 号所有権移転の 6 件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 6 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転 6 件は決定します。

議長 次に、2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 25 号 2 番の利用権設定の 61 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 61 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 次に、利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

16 番農業委員 順位 12 番と 13 番についてお尋ねします。借り手の方が 80 歳であり契約期間が 40 年となっておりますが、高齢でもありますのでどうお考えでしょうか。

事務局 利用権設定の申出書の申請どおりに議案にあげておりますが、実態にそぐわないので今後見直したいと思います。

12 番委員 途中で亡くなった場合はどうなるのでしょうか。

事務局 亡くなった場合は、契約は終了となります。ただし、亡くなった方の後継者が引き続いて耕作している場合があります。亡くなった場合の更新は次回の契約時に改めて耕作者と契約することになります。

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 61 件は決定します。

議 長 次に、使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 5 号 3 番の使用貸借権設定 4 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 4 番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の 4 件は決定します。

これで議案第 2 5 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 2 6 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 5 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 12 番委員と農業委員 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 12 番委員と農業委員 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 8 番委員と農業委員 10 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と農業委員 6 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 15 番委員と農業委員 4 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 2 6 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

12 番農業委員 順位 5 番の購入者は、何を行っている会社で何を作る予定でしょうか。

4 番農業委員 地元農業委員ですので、お答えします。会社自体は、養豚業を行っており、作物としては飼料用のトウモロコシ等を作付け予定と聞いています。

12 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 2 6 号の案件に原案のとおり

り決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第27号空き家に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局より現地調査の報告をお願いいたします。

事務局 空き家に付随した農地の指定について説明します。

○ 順位1番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から北へ約780mのところですが。面積は合わせて2,897㎡です。現況は田及び庭先農地の畑です。

事務局としては、空き家に付随する農地として該当すると判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議長 それでは、何か質問や意見はありませんか。

16番農業委員 田の面積が広く優良農地のように見えますが、どうなのですか。

一般の購入後、転売等の可能性があるのではないのでしょうか。

3番農業委員 地元の農業委員ですので、経過を説明します。相談がありまして隣接の親戚の方が購入したいと言われております。

事務局 5年間の維持管理の誓約は、当然いただくこととなります。

16番農業委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案27号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第6回総会を閉会いたします。